

岐阜縣公報

第六百四十八号

(火曜日)

目次

(環境生活政策課) 五四九
ベニシ

令和七年十一月二十三日

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県証紙条例施行規則を廃止する規則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

四
三

道路の区域変更

此題總免口訣之記，以指方之元譜，即圖說之總要。

卷之三

此是吳中諱語。蓋中諱曰「吾」，故以爲號。

日記の題上

公示

県営土地改良事業計画の決定

卷之三

岐阜県公報

毎週
（火曜日）
発行
（休日に当たる
ときは翌日）

令和七年十一月二十三日

令和7年11月11二三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

岐阜県規則第九十七号

岐阜県調理師法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県調理師法施行規則（昭和三十四年岐阜県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第三号様式中

「
」

岐阜県収入証紙欄

を削る。

附 則

1 この規則は、令和八年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県調理師法施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」といふ。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県調理師法施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県漁船法施行細則の一部を改正する規則を「
」に公布する。
令和七年十一月二二三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

岐阜県規則第九十九号

岐阜県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年岐阜県規則第一百四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表条例第七条又は第八条第四項若しくは第五項の規定により許可を申請しようとする者の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 新たに許可を要することとなつた既設の広告物若しくは掲出物件又はこれらを利用する広告物若しくは掲出物件（第七条の二第四項各号に掲げる広告物又は掲出物件を除く。）にあつては、屋外広告物点検報告書（別記第一号の一様式）

第一条の表条例第十一条第一項の規定により許可期間の更新を申請しようとする者の項第一号中「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改め、同項第一号を次のように改める。

二 第七条の二第四項各号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件にあつては、屋外広告物点検報告書（別記第一号の一様式）

岐阜県規則第九十八号
岐阜県漁船法施行細則の一部を改正する規則
岐阜県漁船法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

岐阜県漁船法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第三十九号）の一部を次のように改める。

二 第七条の二第四項各号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件にあつては、屋外広告物点検報告書（別記第一号の一様式）

第一号様式及び第三号様式から第五号様式までの規定中

「
」
収入証紙
じゆりんしよし
を削る。

附 則

1 「
」の規則は、令和八年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県漁船法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」といふ。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県漁船法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県証紙条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和七年十一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

岐阜県規則第一号

岐阜県証紙条例施行規則を廃止する規則

岐阜県証紙条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第三十四号）は、廃止する。

附 則

1 この規則は、令和八年一月一日から施行する。

2 この規則による廃止前の岐阜県証紙条例施行規則第七条並びに別記第一号様式及び別記第二号様式の二の規定は、令和九年十二月三十一日までは、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「処理機関の長（）」あるのは、「処理機関の長（証紙により使用料又は手数料を納入する事件に関する申請書その他の文書に基づき許認可等の処理をする権限を有する機関の長をいい、」とする。

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

岐阜県規則第一号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一十一条第一項第一号を次のように改める。
一 削除

第二十六条第一項中「証紙の売りさばきによる場合又は「」を削る。

第一百二十六条第一項第一号（）中「県が発行する証紙をもつて払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）」を「狩猟税」に改める。

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第五百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係方面は、令和七年十一月二十三日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

岐阜県告示第五百三十一号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示（平成十五年岐阜県告示第二百六十八号）は、令和七年十一月三十一日限り廃止する。

令和七年十一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

岐阜県告示第五百三十二号

岐阜県収入証紙の売りさばきを取り扱う現地機関の指定に関する告示（平成十八年岐阜県告示第二百七十八号）は、令和七年十一月三十一日限り廃止する。

国一般		類の道種路	
号	路線名	区	間
百五十八			
同 一九番一地先まで	高山市上岡本町一丁目一 八〇番一地先から 町四丁目一	前	別前後区変更
後	八・九 元・二	八・九 一・二	員敷地の幅 ル（メートル）
	一五・三	一五・三	延長 メートル
			備考

令和七年十一月二十三日

岐阜県告示第五百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百四十三条の第一項の規定により公金事務を委託したので、同条第一項の規定により告示する。

令和七年十一月二十三日

岐阜県知事 江崎禎英

可児市久々利字 番場二一〇〇番 地一	
長良自動車教習所 岐阜市長良一丁 目一番地	自動車運転等 講習手数料
	同右
	同右

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号。以下「法」という。）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。

また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和七年十一月二十二日

岐阜県知事 江崎禎英

一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名

事業名 県営農村振興総合整備事業
地区名 おおがき地区

二 縦覧場所
岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和七年十一月二十二日から
令和八年一月十一日まで